



情報館① 自転車への「青切符」制度の導入

交通防犯課 ☎382-9022 📠382-7603
 📧kotsubohan@city.suzuka.lg.jp

自転車への青切符による取締りが始まります

4月1日から自転車の交通違反に対して、反則金の支払いを求める交通反則通告制度、いわゆる「青切符」制度による取締りが始まります。



「青切符」制度とは

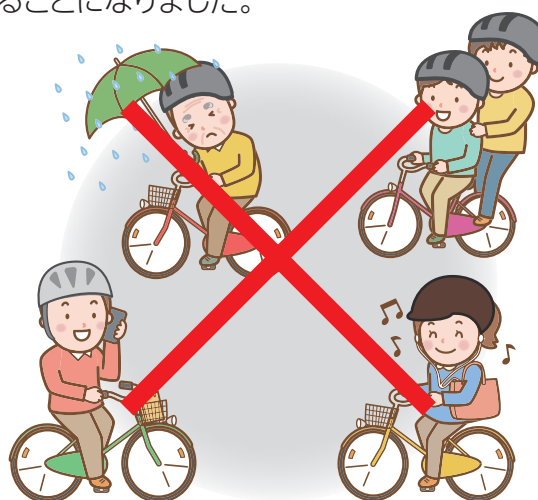
自転車の運転者が反則行為（比較的軽微な道路交通法違反行為）をした場合、警察官が青切符を交付し、一定期間内に反則金を納めるように通告する制度です。対象者は**16歳以上の自転車運転者**です。

自転車に関係する交通事故の割合が高い水準にあることや、自転車事故の自転車側にも何らかの違反が認められる場合が多い状況にあることから、導入されることになりました。

違反行為	反則金
携帯電話使用など(ながらスマホ)	12,000円
遮断踏切立入り	7,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反 (車道の右側通行、歩道通行など)	6,000円
一時不停止	5,000円
傘差し運転	5,000円
イヤホン使用	5,000円
無灯火	5,000円
並進運転(横に並んで走行)	3,000円
2人乗り	3,000円

※その他、110種類以上の違反行為が対象になります。詳しくは、三重県警察ウェブサイトをご確認ください。

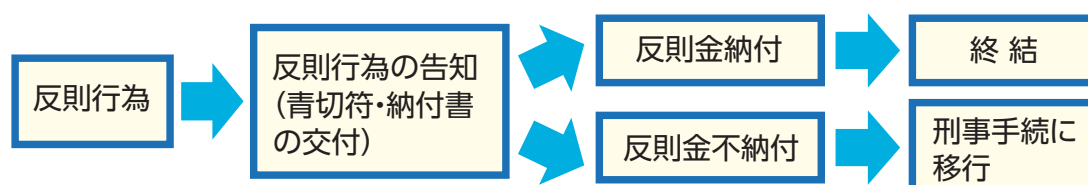
三重県警察
ウェブサイト
(青切符)



酒酔い運転や酒気帯び運転、あおりなどの妨害運転など、特に悪質な違反に対しては、これまでどおり「赤切符」が交付され、刑事罰の対象になります。



「青切符」制度の手続きの流れ



詳しくは、三重県警察ウェブサイトをご確認ください。



交通事故の被害者にも、加害者にもならないために

「ちょっとぐらい、いいだろう」という油断や、「自分は大丈夫だろう」という思い込みが大きな事故につながります。交通ルールを守り、「人が飛び出してくるかもしれない」など、常に周囲の状況に気を配り、危険を予測した運転を心掛け、悲惨な交通事故を1件でも減らしましょう。交通安全は、一人一人の心掛けが大切です。

三重県警察
ウェブサイト

